

博士学位論文審査要旨

2016年1月27日

論文題目： 金融システムの不安定化と地域銀行経営

学位申請者： 内木 栄莉子

審査委員：

主査： 経済学研究科 教授 鹿野 嘉昭

副査： 経済学研究科 教授 佐竹 光彦

副査： 経済学研究科 教授 北坂 真一

要 旨：

本論文は、金融システムの安定性維持を狙いとして政府が実施した特別な信用保証制度の倒産抑制効果、不良債権問題が銀行経営に及ぼした効果および銀行による合併や経営統合という事業再編が経営に及ぼす効果とその形態によって異なるか否かといった問題について実証的に検討のうえ、新たな知見を得ることを狙いとする。

序章では、論文の問題意識、検証課題と構成が示される。第1章では、緊急保証制度、特別保証制度という特別な信用保証制度を考慮した回帰式を推計・検定することにより、2008年9月に生じたリーマンショックへの対応措置として実施された緊急保証制度の倒産防止効果が1990年代末の金融危機時に実施された特別保証制度との比較に基づき考察される。そして、緊急保証制度の場合、特別保証制度と同様に中小企業の資金繰り安定を通じた経営の安定化および倒産の抑制を狙いとしていたが、審査基準の厳格化やその後に導入された金融円滑化法に基づく貸出条件の変更が急増したことなどを主因として顕著な効果を発揮し得ることはなかったと結論づけられる。

第2章では、1999年度から2009年度までの11年間を標本期間に採用のうえ、不良債権の累増と処理進捗が地方銀行および第2地方銀行の費用効率性にどのような影響を及ぼしたかについて、確率的フロンティアアプローチを利用したトランスログ型費用関数と不良債権比率等で示される非効率性に関する回帰式との同時推計を通じて統計的に検証される。その結果、不良債権の増大は銀行の費用効率性を押し下げる方向で作用していたことが示された後、そうした分析結果が得られた背景が銀行経営との関連で検討され、地方銀行等の場合、不良債権の累増に伴う貸出金利息収入の減少をリストラ等による費用削減で埋め合わせることが十分できなかったことが示唆されると結論づけられる。

第3章では、近年増大傾向にある地方銀行および第2地方銀行間での合併等の事業再編が費用効率性に及ぼす効果が合併、持ち株会社による経営統合という再編形態によって異なるか否かが統計的に検証される。具体的には、1998年度から2009年度までの12年間を標本期間とする確率的フロンティアアプローチに基づくトランスログ型費用関数の推計から得られた個々の銀行の費用効率性の動きを合併、経営統合という再編形態ごとにグループ分けして分析のうえ、事業再編は銀行の費用効率性に対し有意な影響を及ぼしていないという結果が提示される。最後に、終章では本研究の要約と今後の課題が述べられる。

以上のとおり、本論文においては、緊急保証制度という政府が金融システム安定化を目指して導入した措置の効果について統計的な観点に加えて制度面から分析されるほか、不良債権問題や事業再編のあり方が銀行の費用効率性に及ぼす効果についても実証的に検証されるとともに、従

来にない知見が提示されている。その一方で、企業倒産の動きだけで中小企業の資金繰り安定化が議論できるのかとか、銀行の費用効率性を統計的に分析するに際してはさらに高度な手法の適用が求められるのではないかといった指摘も聞かれたが、現在の学会での研究水準に照らすと、内木氏は金融システムの安定化や銀行経営を統計的、制度的に分析しうる識見を十分備えており、その貢献も大いに評価できる。

よって、審査委員一同一致して、本論文は、博士（経済学）（同志社大学）の学位論文として十分な価値を有するものと認める。

総合試験結果の要旨

2016年1月27日

論文題目： 金融システムの不安定化と地域銀行経営

学位申請者： 内木 栄莉子

審査委員：

主査： 経済学研究科 教授 鹿野 嘉昭

副査： 経済学研究科 教授 佐竹 光彦

副査： 経済学研究科 教授 北坂 真一

要 旨：

本論文提出者は2016年1月27日午後4時からおよそ2時間にわたって行われた試問会において、提出された論文に関する研究の背景や本論文の意義、その学術的貢献について説得力ある説明を行い、また審査委員との質疑・討論を通じて当該分野に関する高い学識と幅広い研究能力を有していることを証明した。

また、外国語能力に関して、英語については十分な学力を有していることが認められた。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目： 金融システムの不安定化と地域銀行経営

氏名： 内木 栄莉子

要旨：

本論文は、不良債権問題やサブプライム・ローン問題を背景として金融システムが不安定化した時期を含む 1990 年代後半から 2000 年代後半までを対象として、地方銀行、第二地方銀行における銀行経営の変化および同時期に政府が実施した政策の効果、影響について実証的に明らかにすることを目的とする。

世界の国々では、近年だけでも、バブルが崩壊した 1990 年代以降、「失われた 20 年」ともいわれるように長期にわたる経済的な停滞を経験した日本をはじめ、アジア通貨危機やサブプライム・ローン問題による世界同時不況など、金融危機に端を発した深刻な景気後退に何度も苦しんできた。金融危機の発生をきっかけとして、金融システムの安定性が揺るがされ、さらに实体经济へと負の影響が波及していったのである。

こうした金融危機の発生を受け、各国とも金融システムの安定を図るべく、政府によって種々の措置が講じられてきた。例えば日本の場合、日本銀行が金融緩和によって安定的に潤沢な資金を供給することにくわえて、政府も金融機関に対する監督・規制の強化や資本増強のための公的資金注入を実施するなど、様々な政策を実施してきた。さらに、中小企業に対しても資金繰りを下支えすることを目的とした施策が種々導入された。今後も世界的に金融危機が発生する可能性が否定できないなかで、より適切な危機対応策を講じるためにも、金融危機時に実行された政策措置の意義や効果について検証する必要がある。

一方で、金融機関においては、金融危機そのものによる影響はもちろんのこと、金融監督・規制の変更や实体经济の悪化といった金融危機後の外部環境の変化に対応するかたちで、自らの経営行動を変容させてきたと考えられる。金融機関の経営行動やその変化を適切に把握することは、銀行業の将来的な展望に対する示唆を得るだけでなく、金融危機時に所期の効果が発揮されるべく的確に各種の政策措置を実行するためにも、重要なことであるといえる。

以上の問題意識にたつて、本論文では、次に掲げる 2 つの課題について実証的に分析することとした。すなわち、第 1 の課題は、日本において金融危機後に実施された政策の効果を検証することである。具体的には、第 1 章においてリーマン・ショック後の 2008 年 10 月末から 2011 年 3 月まで実施された緊急信用保証制度を取り上げ、不良債権問題が深刻化していた時期に導入された特別信用保証制度と比較しながら、企業倒産を抑制する効果を発揮していたか否かを検証することにした。

第 2 の課題は、金融機関による不良債権の処理が進捗した 1990 年代後半から 2000 年代後半までを対象として、地域銀行（地方銀行および第二地方銀行）の経営行動を明らかにすることである。そのため、第 2 章では、不良債権が地域銀行の費用効率性に及ぼした影響について分析する。続いて第 3 章では、合併もしくは金融持株会社設立による経営統合という事業再編に際しての再編形態に関する選択が再編後の銀行の費用効率性に与えた効果について検証を行うことにした。

本論文の構成は以下のとおりである。まず、序章では本論文全体を通しての問題意識および検証課題、各章の概要について述べる。

第 1 章では、2008 年のリーマン・ショックを契機とした金融危機の後に、かねてより続いていた原材料価格の高騰および世界同時不況に対応するために同年 10 月より実施された緊急信用

保証制度について、不良債権問題が深刻化していた 1998 年 10 月から 2001 年 3 月まで実施された特別信用保証制度との比較を通じて、中小企業の倒産を防止する効果を発揮していたか否かについて実証的に検証した。両制度の制度的特徴や制度導入の背景を踏まえたうえで比較、検討を行っているところが先行研究と比較した本章の特色である。そして、1994 年度から 2009 年度までの都道府県別パネルデータを使用した分析の結果、特別保証制度では一般保証も含めた信用保証制度全体として企業倒産を抑制する方向で作用していたことが統計的に確認された。しかし、緊急保証制度の場合、そうした倒産抑制効果は統計的に確認されなかった。

このように緊急保証制度と特別保証制度との間で倒産抑制効果が大きく異なった背景としては、第 1 に信用保証協会による審査基準にかかわる厳格性の相違、第 2 にニューマネーの供給状況の相違が挙げられる。さらに、リーマン・ショック以降に実施された貸付条件変更にかかわる資産査定基準の緩和や金融円滑化法の制定を受け、金融機関が中小企業の資金繰りを支援するべく貸出条件の変更等を緊急信用保証制度に基づく信用保証よりも優先して実施したことも同制度による倒産防止効果の発現を抑制する方向で作用したと考えられる。これらの検証結果はまた、特別な信用保証制度が所期の効果を発揮するか否かは、金融機関や信用保証協会による審査や信用保証制度の設計・運用のあり方にとどまらず、政府による金融監督政策や中小企業政策にも大きく依存していることを示唆している。

第 2 章は、不良債権が地方銀行および第二地方銀行の経営に及ぼした影響について実証的に検討することを目的とする。具体的には、1999 年度から 2009 年度までの 11 年間を対象として、確率的フロンティア・アプローチを利用したトランス・ログ型費用関数の推定結果に基づいて費用効率性を計測した。本章の特色としては、次の 2 点が挙げられる。すなわち、第 1 に、推計期間が地域銀行を対象に不良債権の影響を分析する際に望ましいと考えられる 2000 年代後半を含んだ長期間にわたっていることである。第 2 に、推定上の諸問題に対処するために費用関数と不良債権比率等で説明される非効率性に関する回帰式とを同時推定することにした点である。

推定の結果、得られた結論は以下の 3 点である。第 1 に、地域銀行では不良債権の増加が費用効率性を統計的に有意なかたちで低下させていたことが確認された。第 2 に、計測された費用効率性指標の時系列的な推移をみると、不良債権比率の上昇と軌を一にするかたちで 1999 年度から 2001 年度にかけて低下していた。その後、不良債権処理が進捗した 2002 年度以降も費用効率性は悪化し続け、不良債権比率がピーク時から半減した 2005 年度になってようやく改善に転じたことが明らかになった。第 3 に、銀行の生産物と総費用の増減と費用効率性との関連を統計データで確認したところ、2000 年度から 2002 年度にかけて、費用効率的な銀行と比較して非効率的な銀行のほうが貸出金利息の減少幅が大きかったことがわかった。また、総費用は、1999 年度と 2000 年度には非効率的な銀行ほど削減幅が小さかったが、2001 年度と 2002 年度には、逆に非効率的な銀行において削減幅が大きかったことが統計的に有意に明らかになった。これらの結果は、地域銀行の場合、不良債権比率が都市銀行と比較して総じて高水準で推移していたため、不良債権の累増に伴う貸出金利息収入の減少をリストラ等の費用削減行動を取ることで埋め合わせることが十分にできなかったことを示唆していると考えられる。

第 3 章は、合併による事業統合と金融持株会社設立による経営統合という事業再編の形態の相違に焦点をあて、地方銀行、第二地方銀行における事業再編形態の選択が再編後の銀行の費用効率性に及ぼす影響について検証することを目的とする。また、再編前の費用効率性と事業再編形態に関する選択との関連についても分析する。具体的には、1998 年度から 2009 年度までの 12 年間分のパネルデータを使用して、確率的フロンティア・アプローチに基づいて推定したトランス・ログ型費用関数の各パラメータから、規模の経済性、範囲の経済性および費用効率性を計測することによって、この問題について検証することにした。

本章の特色としては、第 1 に地方銀行、第二地方銀行の合併・経営統合が活発化した 2000 年代後半を推定期間に含んでいること、第 2 に合併を行った銀行、金融持株会社方式による経営統

合を選択した銀行、その他の銀行の3つのグループ間での比較を行っていることが挙げられる。推定の結果、得られた結論は以下の3点である。第1に、地域銀行において規模の経済性が確認された一方で、範囲の経済性は確認されず、反対に生産物の組み合わせによっては範囲の不経済性が存在した。第2に、合併、持株会社方式による経営統合という事業再編形態に関わらず、事業再編を行った銀行とそうでない銀行との間で費用効率性に関して統計的に有意な差は確認できなかった。ただし、2008年度、2009年度については、金融持株会社設立によって経営統合をはかった銀行が、事業再編を実施していないその他の銀行よりも費用効率性が低かったことが統計的に有意に認められた。第3に、事業再編前の時点では金融持株会社による経営統合を行った銀行で費用効率性が低くなっていたこと、また、合併後1年もしくは数年間にわたって、合併、持株会社による経営統合を行った銀行ともに、費用効率性が低くなる傾向にあったが、特に持株会社による経営統合を選択した銀行において長期にわたって費用効率性が低くなっていたことが統計的に明らかになった。これは、費用効率性が劣る銀行を中心に持株会社方式による経営統合を採用するかたちで事業再編が進んだこと、また、規模の経済性が発揮されるための条件が満たされていなかった可能性を示唆していると考えられる。

最後に終章では、論文の各章で得られた結論をまとめ、今後検討すべき課題について述べる。